

主 文
本件控訴はこれを棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。
理 由

本件控訴趣意は末尾添付の各控訴趣意書と題する被告人並に弁護士橋本清次郎作成の各書面記載の通りである。

右各控訴趣意を通じてこれを要約すると、第一に「原判決は、被告人はA、B両巡査から挙動不審のため職務質問を受けながら応答しようとしなかつたので、附近の街燈の下まで任意同行を求められたところ、これを拒否し逃走しようとしてA巡査の顔面を手拳をもつて数回殴り付け以て同巡査の職務の執行を妨害した事実を認定したが、その引用した原審証人B、同Aの各供述は矛盾しこれとその引用した被告人の供述とを綜合するも到底被告人が意識的にA巡査を殴打して暴行を加えた事実は認められない。むしろこれらの証拠によるも、被告人がA巡査に逆手をとられて恐ろしさの余り力一ぱい振り切り正面でもみ合ったものに外ならないから、これを暴行と認定した原判決に事実誤認の違法がある」という。

しかし原判決の挙示した右証人B、同Aの供述によると、被告人は外一名の者と共に原判示の日の夜十一時過頃、函館市a町b番地附近の道路上を通行する挙動が不審のかどで、警邏中のA、Bの両巡査に職務質問のため呼びかけられて三回目に漸く停止したが同巡査等の質問に対して「梁川町へ行く」と答えたのみで、その外は答えようもしないの、なお事情をきき質すために薄暗かつたその場所から近くの明るい路上街燈の下まで来てくれというところ、被告人は逃げようとする気配を示したのでA巡査は左手を被告人の右肩にかけると、被告人ははげしく抵抗し、手を振り廻してA巡査の顔面に打ち当て、逃げ出した事実が現われており、よつて原判決がその挙示の証拠によつて認定した原判示暴行の事実は優に認められるから、この点に関して原判決に所論のような違法はない。

次に所論は、「原判決は、被告人及び弁護人の主張に対する判断の説示において、A巡査が被告人の肩に手をかけて同行を求めた行為を、警察官の職務執行の正当な範囲を越えた違法のものとして認めながら、この違法な行為を排除する為めに被告人のつた自力救済の行為を被告人の暴行と認めたと、これに対し暴行による公務執行妨害の法条を適用したのは、警察官等職務執行法第一条第二條の趣旨に悖り、不当に法令を適用した違法がある」というけれども、警察官の不審者に対する職務質問は或は犯罪の予防及び制止の処置を講ずる前提として、或は犯罪捜査の前提として不審者を停止させて事情をきき質すことであつて、これがために必要な限度を越えて勾引に類する強制力を以てする同行をしたり身柄を抑留したり、答弁を強要したり、暴行に及んだりすることの許されないことは警察官等職務執行法第二條、第一条の規定の趣旨から明かなところである。しか〈要旨〉しながら、警察官が異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して不審者と認めた者に対し職務質問のた〈要旨〉め停止を要求してもその者がこれに応じなかつた場合これを停止させるに妥当な方法によつて、その者の行動を停止させることは、警察官がその職権職務を忠実に遂行するために必要なことで、具体的に妥当な方法と判断される限り暴行に亘らぬ実力を加えることも正当性ある職務執行上の方法と謂わなければならない。本件において原判決の引用した証拠に現われている被告人のA巡査から職務質問を受けた現場の状態は時刻は判示の日の夜十一時過ぎであつて、現場附近にはほかに通行人なく、当夜は雨降りであつたが小降りながらもまだやんでいない中を、よい風態でもない被告人等は雨具も持たず風呂敷包を小脇にして急ぎ足で通りかかり、それにA巡査等は当夜警邏に先だち函館市内に窃盗事件が発生して本署から非常警邏の指示を受けて居た際であつたから、A巡査等が被告人等の挙動に対し或は何らかの犯罪を犯し若しくは犯そうとしているのではないかと疑うに足る相当な理由があつたものと謂わなければならないしそれを質問しようと呼びとめても被告人等は一回目は振り向きもしない、二回目には一寸振り向いただけで歩行を続け、三回目に停つたが、同巡査等の質問に対して梁川町へ行くと言うただけであとは答えようもしない、小脇にかかえた風呂敷布包については、お前なんかに見せる必要はないと突ばね、疑を深めた同巡査らがなお質問しようとして薄暗いその場から近くの街燈の下まで来てくれという、被告人は逃げようとする気配が現われたので、A巡査が被告人の右肩に左手をかけたところが、被告人は鬪争的な態度で手を振り廻してA巡査の顔面にうち当てそこから逃走したが格闘の上で捉まつたという次第であるから、A巡査が被告人の肩に手をかけた行為は同巡査の職務質問に反抗的なで、且つ逃げようとする被告人を停止させて質問しようとする職務遂行上の妥当な

方法として用いられたもので、その場においての職務執行上の正当な方法であつて、これによつて同巡査の被告人を停止させて質問した職務の執行を違法とならしめるものではない。従つてこれに暴行を加えその執行を妨害した前叙被告人の行為は公務執行妨害罪を構成することは勿論であつて原判決には所論のような違法はなない。原判決は被告人及び弁護人の主張に対する判断の説示において、A巡査が被告人の肩に手をかけた行為は警察官等職務執行法第二条の規定の趣旨から言うて職務執行の範囲を越えた違法のものと言ひ得ようとの言句をはさみその判断の経路を説明しているけれども、結局その挙示の証拠によつてA巡査の本件職務執行の適法性を認め、判示被告人の暴行が同巡査の職務の執行を妨害した事実を認定し、これに刑法第九十五条を適用しているから不法に法令を適用したものといふことはできない。

以上の次第で本件控訴は理由がないから、刑事訴訟法第三百九十六条によつてこれを棄却し、訴訟費用につき同法第八十一条を適用して主文の通り判決する。

(裁判長判事 原和雄 判事 小坂長四郎 判事 東徹)